

【 第 3 1 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成 2 3 年 6 月 2 3 日（木）1 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

場所：中標津町役場 3 階 3 0 1 号会議室

出席者：2 0 名（中標津町まちづくり町民会議委員 1 1 名、ファシリテーター 1 名（東田）
職員プロジェクト 4 名、事務局 5 名）

< 会議次第 >

1 開 会

2 開会挨拶

3 議 題

(1) 前回の振り返り

(2) 全体討議

条文の確認について

- ・ 前文
- ・ 第 3 章 策定委員会修正案
- ・ 第 4 章 策定委員会修正案
- ・ 第 9 章 策定委員会修正案
- ・ 第 1 0 章 策定委員会修正案

条文の内容について

- ・ 第 5 章 議会

湧別町自治基本条例策定委員会視察について

公布イベントについて

全体の確認について

- ・ 解説書

(3) 今回の振り返りと次回の確認

4 閉会挨拶

5 閉 会

< 配布資料 >

- ・ 前文 町民会議修正案
 - ・ 第 3 章 策定委員会修正案
 - ・ 第 4 章 策定委員会修正案
 - ・ 第 9 章 策定委員会修正案
 - ・ 第 1 0 章 町民会議修正案
 - ・ 第 5 章 町民会議意見
 - ・ 第 5 章 議会運営委員会修正案
-

< 会議結果報告 >

1 開会

2 挨拶：杉本会長

3 議題< 進行：東田ファシリテーター >



(1) 前回の振り返り

東田ファシリテーターより報告書にて説明

(2) 全体討議

条文の確認について

・前文

事務局より内容を説明。

条文について、検討し、次のとおり町民会議案とした。

([前文策定委員会修正案 \(P 5 \)](#))

中標津町は、東経 1 4 5 度、北海道東部の内陸に位置し、知床から摩周、阿寒に連なる山々に守られ、標津川の流れて育まれて、**ひらかれた**まちです。

明治の末に始まった原野の開拓は、先人たちのたゆまぬ努力や助け合う心により、冷害凶作などの困難をのり越え、酪農地帯をつくりあげ、さらに、鉄道の分岐点となった市街地では、商工業の発展により、周辺から人が集まる中核的な都市へと進展してきました。

わたしたちは、改めてこのまちの風土や歴史を知り、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷を築くため、澄みきった空気、豊かな緑、きれいな水を守り、人と人とがつながり、人と自然との共生を理想とする**まちを築いていかなければなりません。**

そのために、「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定することによる、町民が主体の自治の実現の礎として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。

・第 3 章 町民

事務局より内容を説明。

条文について、確認し、町民会議案とした。

([第 3 章策定委員会修正案 \(P 6 \)](#))

・第 4 章 町内会及び町内活動団体

事務局より内容を説明。

条文について、確認し、町民会議案とした。

([第 4 章策定委員会修正案 \(P 7 \)](#))

- ・第9章 条例の見直し
事務局より内容を説明。
条文について、確認し、町民会議案とした。
([第9章策定委員会修正案 \(P 8 \)](#))

- ・第10章 条例の位置付け
事務局より内容を説明。
条文について、確認し、町民会議案とした。
([第10章策定委員会修正案 \(P 9 \)](#))

条文の内容について

- ・第5章 議会
事務局より議会運営委員会との協議経過を報告。
([議会運営委員会提出資料 \(P 1 0 \)](#))
議会運営委員会からの修正内容について、説明した。
議会との意見交換について、協議し、次回実施することで確認した。
日程は、7月14日(木)か28日(木)で議会運営委員会と調整してもらおうこととした。
([第5章議会運営委員会修正案 \(P 1 3 \)](#))

湧別町自治基本条例策定委員会視察について

事務局より次のとおり内容を説明。

視察依頼：6月17日(金)まちづくり推進課
視察日時：7月29日(金)午前中
視察人員：自治基本条例策定委員会委員15名、事務局合わせて20名程度
視察内容：6月21日(火)委員会会議で詳細を決定

会長、副会長以下町民会議委員も参加することで、確認し、全員に通知のうえ、参加者を確認することとした。

条例公布イベントについて

活かし方、PR方法と前回の意見を東田ファシリテーターより説明。
本間委員の他に町民会議ニュース編集の協力をお願いした。
公布イベント実行委員会で詳細を決めていくこととし、次のとおり委員を募集した。

公布イベント実行委員会委員 13名程度
町民会議：杉本会長、飯島副会長、中畑委員、本間委員、佐々木委員、武田委員、他1名、
事務局：高橋課長、阿部係長、他PT3名、東田ファシリテーター

([資料 \(P 1 6 \)](#))

その他

・策定委員会との合同会議について

策定委員会の意見もすでに協議していることから実施しないこととした。

・町民へ分かりやすい説明のために

解説書について、委員から発言があった。

@具体的な事例、困ったことの解決が条文に書いてあるというような形があったほうがいい。

町民向け逐条解説パンフレットについて、委員から発言があった。

@Q & Aのような共通の疑問に答える形で作る。

@マンガは難しい。

@絵日記など、町民会議メンバーの写真とふきだし（セリフ）で加工するようなイメージでどうか。

広報用DVDについて、委員から発言があった。

@質疑応答のやり取りを町民会議メンバーが答える形の映像があるといい。

視察のときの対応が生きる。

・解説書について

意見をペーパーで提出してもらおうこととし、案内と一緒に送ることとした。

〔全体討議風景〕



(3) 今回の振り返りと次回の確認

東田ファシリテーターより説明

次回は、議会との調整がつかない場合も解説書について、意見をもらうため、開催することとして、調整がつけば、議会運営委員会との意見交換会とし、次々回を7月28日（木）続けて7月29日（金）の視察に臨むこととした。

次回以降の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第32回 平成23年 7月14日（木） 役場3階301号会議室

第33回 平成23年 7月28日（木） 役場3階301号会議室

4 閉会挨拶：飯島副会長

5 閉 会

試案	町民会議案
<p>私たちのまち中標津町は、北海道の東部、根室管内の中部に位置し、標津川の豊かな流れと武佐岳などに象徴される豊かな自然のもと、1911年（明治44年）13戸40人の俵橋地区入植にはじまり、1937年（昭和12年）国鉄標津線の開通により、根室管内内陸の交通の要衝として栄え、農業のめざましい発展による人口増加とともに、1946年（昭和21年）標津村から分村し誕生しました。</p> <p>その後、先人たちのたゆまぬ努力によって、分村後、わずか3年余りの1950年（昭和25年）1月1日に町制が施行され、根室管内の中核都市として発展を遂げてきました。</p> <p>私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業基盤の整備や定住基盤、生活環境の整備をさらに充実していくとともに、人と自然と街の共生を理想とし、だれもが住みたくなる魅力と個性に満ちたまちを築かなければなりません。</p> <p>私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現を基本として、中標津町民憲章の精神を尊重し、私たちの進むべき未来に関する合意を形成する道筋を明らかにするとともに、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷（ふるさと）中標津町を創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置し、知床から摩周、阿寒に連なる山々に守られ、標津川の流れに育まれて、ひらけたまちです。</p> <p>明治の末に始まった原野の開拓は、先人たちのたゆまぬ努力や助け合う心により、冷害凶作などの困難をのり越え、酪農地帯をつくりあげ、さらに、鉄道の分岐点となった市街地では、商工業の発展により、周辺から人が集まる中核的な都市へと進展してきました。</p> <p>わたしたちは、改めてこのまちの風土や歴史を知り、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷を築くため、澄みきった空気、豊かな緑、きれいな水を守り、人と人がつながり、人と自然との共生を理想とするまちにしていかなければなりません。</p> <p>そのために、「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定することによる、町民が主体の自治の実現の礎として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>

試案	町民会議案
<p>(町民の権利)</p> <p>第 1 1 条 町民は、議会及び行政に参加する権利を有する。</p> <p>2 町民は、議会及び行政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 町民は、前 2 項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。</p> <p>4 町民は、公正な行政サービスを受ける権利を有する。</p>	<p>(町民の権利)</p> <p>第 12 条 町民は、議会と行政に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>2 町民は、議会と行政に参加する権利を有します。</p> <p>3 町民は、前 2 項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けません。</p> <p>4 町民は、行政サービスを公正に受ける権利を有します。</p>
<p>(町民の役割)</p> <p>第 1 2 条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら町民が主体の自治の実現に努めるものとする。</p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 町民は、公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担する。</p>	<p>(町民の役割)</p> <p>第 13 条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚するとともに、町民相互の自主性と自立性を尊重し、町民が主体の自治の実現を図ります。</p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、発言と行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮します。</p> <p>3 町民は、行政サービスを公正に受けるために必要な負担を担います。</p> <p>4 町民は、防災等に対する意識の高揚を図り、災害等の緊急時においても、相互に助け合い、行動します。</p>

第4章 町内会及び町民活動団体

試案	町民会議案
<p>(町内会等の定義)</p> <p>第13条 町内会等とは、地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体をいう。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体の定義)</p> <p>第14条 町内会とは、居住する地域の地縁による団体をいいます。</p> <p>2 町民活動団体とは、主体性をもって組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。</p>
<p>(町内会等の役割)</p> <p>第14条 町内会等は、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 町内会等は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>3 町内会等は、地域の課題解決のため他の町内会等との相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとする。</p> <p>4 町内会等は、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができる</p>	<p>(町内会及び町民活動団体の役割)</p> <p>第15条 町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、自治活動の拡充に取り組みます。</p> <p>2 町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。</p> <p>3 町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により活動の充実に図ります。</p> <p>4 町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議や提案をすることができます。</p> <p>5 町内会及び町民活動団体は、地域における連携協力体制を構築し、その充実に図り、災害等の緊急時においても、相互に助け合い、行動します。</p>

第9章 条例の見直し

試案	町民会議案
<p>(条例の見直し)</p> <p>第 3 8 条 町長は、この条例の施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。</p> <p>2 町長は、前項の見直しにあたっては、次条に定める中標津町民自治推進会議に、必要な意見を求めるものとする。</p> <p>3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第 39 条 町長は、この条例の施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとします。</p> <p>2 町長は、前項の見直しにあたっては、次条に定める<u>中標津町自治推進会議</u>に、必要な意見を求めるものとします。</p> <p>3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。</p>
<p>(中標津町民自治推進会議)</p> <p>第 3 9 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町民自治推進会議（以下「自治推進会議」という。）を設置する。</p> <p>2 自治推進会議は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとする。</p> <p>(1) この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3) 町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項</p> <p>3 自治推進会議は、委員 1 0 人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、自治推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(中標津町自治推進会議)</p> <p>第 40 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として<u>中標津町自治推進会議</u>（以下「推進会議」という。）を設置します。</p> <p>2 推進会議は、町長の諮問に応じ審議し、答申します。</p> <p>3 推進会議は、次の事項についてを審議し意見を述べるができます。</p> <p>(1) この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3) 町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、<u>推進会議</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>

第10章 条例の位置付け

試案	町民会議案
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第40条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守しなければならない。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他行政運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>3 議会及び行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備しなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第41条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範として位置づけます。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければなりません。</p> <p>3 町民、議会及び行政は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他行政運営にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。</p> <p>3 4 議会と行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備しなければなりません。</p>

< 「第5章 議会」試案 ～ 町民会議からの意見取りまとめ > H23・5・11

条例全体に対しての意見

- ・中標津町自治基本条例は町民と議会と行政が策定する、町民が主体の自治を目指すことから、現行条文の「である体」では無く、誰にでも理解され「読みやすい」「聴きやすい」「です、ます体」の条例文にできないでしょうか。(現在、町民会議はこの文体で条例策定を進めています)

「第5章 議会」の条例全体に対しての意見

- ・第5章の内容は、議会基本条例のように詳細な内容に及んでいます。議会基本条例をつくり、そこで詳細を盛り込んだほうが良いと思いますが、議会基本条例はつくらないのでしょうか。

試案（である体）	（ですます体）
<p>(議会の役割と権限)</p> <p>第17条 議会は、選挙で選ばれた町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関である。</p> <p>2 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行う権限を有する。</p> <p>3 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限を有する。</p> <p>4 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限を有する。</p> <p>5 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、総合発展計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法第96条第2項の規定を準拠する。</p>	<p>(議会の役割と権限)</p> <p>第18条 議会は、選挙で選ばれた町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関です。</p> <p>2 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行う権限を有します。</p> <p>3 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限を有します。</p> <p>4 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限を有します。</p> <p>5 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、総合発展計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法第96条第2項の規定を準拠します。</p>

町民会議からの意見

「役割と権限」の2つの項目が書かれているので、分けた方が明確になり町民にも分かりやすいと思います。

機関の名称が連続して条文にあり、町民が読んだ時に迷うので、分かりやすく表現できないでしょうか。(第17条、第18条に共通)

町民の定義から考えると「町民を代表する」という表現ではなく、「住民」ではないでしょうか。

第19条には「住民から選ばれた公職者」、第20条には「住民の選挙によって選出された議員」という表現があり、どちらかに統一すべきと思います。

(第17条、第19条、第20条に共通)

町に重要な計画が多数ある中、都市計画マスタープランの議決権限が書かれておりますが、自治基本条例において個別計画の議決権について記載すべきなのではないでしょうか。

また、この計画に限定した理由は何ですか。

試案（である体）	（ですます体）
<p>（議会の責務）</p> <p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を有する。</p> <p>2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有する。</p> <p>3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図るとともに、非公開の場合は理由を明らかにする責務を有する。</p> <p>4 議会は、町民から提出される請願及び要望等を速やかに検討し、回答する責務を有する。</p> <p>5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における意思決定の内容及びその経過を広報紙等で報告しなければならない。</p>	<p>（議会の責務）</p> <p>第19条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を有します。</p> <p>2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。</p> <p>3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図るとともに、非公開の場合は理由を明らかにする責務を有します。</p> <p>4 議会は、町民から提出される請願及び要望等を速やかに検討し、回答する責務を有します。</p> <p>5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における意思決定の内容及びその経過を広報紙等で報告しなければなりません。</p>
<p>町民会議からの意見</p> <p>17条の と同様 ~ 機関の名称が連続して条文にあり、町民が読んだ時に迷うので、分かりやすく表現できないでしょうか。（第17条、第18条に共通）</p>	
試案（である体）	（ですます体）
<p>（議員の責務）</p> <p>第19条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例（平成14年条例第30号）を遵守し、公益実現のため努力しなければならない。</p> <p>2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案するよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究に努めなければならない。</p>	<p>（議員の責務）</p> <p>第20条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例（平成14年条例第30号）を遵守し、公益実現のため努力しなければなりません。</p> <p>2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案するよう努めなければなりません。</p> <p>3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努力しなければなりません。</p> <p>4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究に努めなければなりません。</p>

町民会議からの意見

町民会議において自治基本条例は、「町民憲章を遵守する」条例として検討しております。最高規範としての自治基本条例なので「中標津町議会議員政治倫理条例を遵守する」という個別条例ではなく、すべての基本となるような表現にできないでしょうか。

自治基本条例は、シンプルに町民にわかりやすく整理され、やることをハッキリと宣言する条例（条文）を町民会議の総意として検討しています。

第19条の全体的な文末が、「努めなければなりません」という表現にしているために、条例全体の整合性が無くなってしまいます。

他の条文の文末と同じように、「～します」と言い切り型の文末に出来ないでしょうか。

「努力しなければなりません」「活動します」

「努めなければなりません」「～します」「政策提案します」「自己研鑽します」「調査研究します」

17条のと同様 ～ 第19条には「住民から選ばれた公職者」、第20条には「住民の選挙によって選出された議員」という表現があり、どちらかに統一すべきと思います。
(第17条、第19条、第20条に共通)

試案（である体）

（ですます体）

（議会と行政の役割）

第20条 議会及び行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう議論の透明性と緊張感をもって運営されるものとする。

2 本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うこととし議員等の質問に対し、議長の許可を得て、反問することができるものとする。

3 議会及び行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動するものとする。

（議会と行政の役割）

第21条 議会と行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう議論の透明性と緊張感をもって運営されます。

2 本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うこととし議員等の質問に対し、議長の許可を得て、反問することができます。

3 議会と行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動します。

町民会議からの意見

本議会の具体的な記述がありますが、これ以外にも記載すべき重要な事があると思います。

「議会と行政の役割」の条文としては、常任委員会等を含め詳細については別条例で定め、ここでは大切な精神や心構えで良いと思います。

17条のと同様 ～ 第19条には「住民から選ばれた公職者」、第20条には「住民の選挙によって選出された議員」という表現があり、どちらかに統一すべきと思います。
(第17条、第19条、第20条に共通)

試案	6月16日議会運営委員会協議案
<p>(議会の役割と権限)</p> <p>第17条 議会は、選挙で選ばれた町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関である。</p> <p>2 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行う権限を有する。</p> <p>3 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限を有する。</p> <p>4 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限を有する。</p> <p>5 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、総合発展計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法第96条第2項の規定を準拠する。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第18条 議会は、町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関です。</p> <p>(議会の権限)</p> <p>第19条 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行う権限があります。</p> <p>2 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限があります。</p> <p>3 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限があります。</p> <p>削除</p> <div data-bbox="1227 900 1984 1043" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>削除して、地方自治法第96条第2項の規定により、「中標津町議会の議決すべき事件に関する条例」を新たに制定</p> </div> <p>4 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、総合計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法の規定を準拠します。</p> <div data-bbox="1249 1310 1968 1358" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>又は、4 として、自治基本条例にそのまま残す</p> </div>

試案	6月16日議会運営委員会協議案
<p>(議会の責務)</p> <p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を有する。</p> <p>2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有する。</p> <p>3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図るとともに、非公開の場合は理由を明らかにする責務を有する。</p> <p>4 議会は、町民から提出される請願及び要望等を速やかに検討し、回答する責務を有する。</p> <p>5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における意思決定の内容及びその経過を広報紙等で報告しなければならない。</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>第20条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を負います。</p> <p>2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明します。</p> <p>3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図ります。ただし、非公開の場合は理由を明らかにします。</p> <p>4 議会は、町民から提出される請願及び要望等に対し、速やかに検討し、回答します。</p> <p>5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における意思決定の内容及その経過を広報紙等で報告します。</p>
<p>(議員の責務)</p> <p>第19条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例(平成14年条例第30号)を遵守し、公益実現のため努力しなければならない。</p> <p>2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案するよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究に努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第21条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例(平成14年条例第30号)を遵守し、公益実現のため活動します。</p> <p>2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案を行います。</p> <p>3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研さんに励みます。</p> <p>4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究を行います。</p>

試案	6月16日議会運営委員会協議案
<p>(議会と行政の役割)</p> <p>第20条 議会及び行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう議論の透明性と緊張感をもって運営されるものとする。</p> <p>2 本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うこととし議員等の質問に対し、議長の許可を得て、反問することができるものとする。</p> <p>3 議会及び行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動するものとする。</p>	<p>(議会と行政の役割)</p> <p>第22条 議会と行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう、議論の透明性と緊張感をもって運営しなければなりません。</p> <p>削除</p> <p>2 議会と行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動しなければなりません。</p>

< 条例の活かし方 >

条例の理念を具体化するための取り組み

この条例には、中標津町の自治の基本理念が掲げられますが、理念の実現のためには、町民参加、地域活動などの具体的な取り組みの積み重ねが必要になります。行政は、町民参加の環境を整え、地域活動などを推進していくための具体的な取り組みを進める必要があります。

具現化するための取り組み（案）

- ・ 職員マニュアルの作成
 - 情報提供の手引き
 - 町民参加の手引き
 - 町民説明会等の手引き
 - 審議会等の運営要綱の制定
 - 審議会等の手引き
- ・ 自治基本条例（仮称）を頂点とする、各条例等の分野別体系化
- ・ 総合発展計画に基づく他の計画の体系化
- ・ 町民自治推進会議規則の制定
 - 中標津町民自治推進会議（仮称）規則
 - 公募委員の選任に関する要綱、募集方法及び選考基準
- ・ 実施状況の検証

< 条例の P R 方法 >

周知に向けた取り組み

条例の制定に関しては、条例の意義や内容等についての周知・広報活動が必要となります。

周知広報活動の取り組み（案）

- ・ 町民会議ニュースの発行（1月、3月発行、2回8月、1月予定）
- ・ 条例素案のパブリックコメントの実施（9月1日～30日予定）
- ・ 公布イベントの実施
- ・ 公布段階での住民説明会の実施
- ・ 町民用逐条解説啓発パンフレットの作成
- ・ パブリックコメントの広報（町民会議ニュース）
- ・ 公布の広報（町民会議ニュース）
- ・ 施行の広報（町民用逐条解説啓発パンフレットの配布）
- ・ 広報用DVDの作成、HPでの公開
- ・ 報道機関の活用PR

6月9日検討結果：取りまとめ

< 公布イベントの実施について >

24年1月1日公布予定（12月定例会条例提案）を踏まえて、公布PRイベントを検討した。

事務局から提示された案

- ・開催日時：2月9日（木）19時00分～
- ・開催場所：文化会館コミュニティホール
- ・広報方法：町民会議ニュース（市街地新聞折込、郡部広報紙折込）
- ・イベントの形式：フォーラム
- ・イベントの内容：講演、パネルディスカッション、広報用DVD上映
- ・役割分担：広報、司会進行、コーディネーター、パネラー、講師、挨拶（会長・議長・町長）

- ・まずは、いろいろなアイデアを出して、再検討する。

いろいろなアイデアが出たので、意見の羅列をする。

- ・2月4、5日が冬祭りとなる。
- ・お祭で、イベントのPRを行なう。
- ・イベントそのものを、お祭の最中に、大ホールで開催する。
- ・高校生も来ることが出来る日時にしてはどうか？土日の午後。
- ・平日の夜と、土日午後の2回開催する。（いろんな町民が来れるように）
- ・やはり、広く一般が来れるのは、日曜日の午後。
- ・小中学校の吹奏楽をやり、親も一緒に動員する。
- ・町内会で動員する 本当に動員するの？ 動員しなくても来るのが理想だが、じゃあ町民は来るの？
- ・町内を4つに分けて、中イベントを複数回で開催する。
- ・「町民憲章」をお披露目した時は、いろんなイベントをくっつけて大々的に開催した。
- ・町民に分かりやすいよう「劇」をやる。子どもも劇に参加してもらおう 脚本や演出が出来るメンバーがいるか？